

青森県報

号外第三十五号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

目次

規 則

○青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一

訓 令

○青森県印刷事務管理規程の一部を改正する訓令……………(総務学事課) ……一

告 示

○青森県報発行規程の一部を改正する規程……………(総務学事課) ……二

○青森県報の販売人の指定、販売価格等の一部改正……………(同) ……二

教育委員会

○青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令(職員福利課) ……二

○青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……四

規 則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十六号

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則(昭和六十一年四月青森県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「出納局」の下に「並びに同規則第六条第三項の規定に基づき設置された機関」を加える。

第三条の表中「総務部消防防災課」を「総務部防災消防課」に改める。

第四条中「総務部消防防災課長」を「総務部防災消防課長」に改める。

別記様式中「罫羅(罫・罫)」を「罫(罫)」に改める。

訓 令

青森県訓令第二十九号

青森県印刷事務管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

庁 中 一 般

青森県印刷事務管理規程の一部を改正する訓令

青森県印刷事務管理規程（昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「出納局」の下に「並びに同規則第六条第三項の規定に基づき設置された機関」を加える。

別記様式中「申付欄（※・別）を「所屬」に、「（ 班（※）内務課）」を「（内務課）」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四百二十二号

青森県報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県報発行規程の一部を改正する規程

青森県報発行規程（昭和五十一年三月青森県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「規定する本庁」の下に「及び同規則第六条第三項の規定に基づき設置された機関」を、「室長」の下に「及び同項の規定に基づき設置された機関の長」を加える。

第九条第一号中「室を含む。以下同じ」を「室及び青森県行政組織規則第六条第三項の規定に基づき設置された機関を含む」に改める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県告示第四百十三号

昭和五十一年四月一日青森県告示第二百三十七号（青森県報の販売人の指定、販売価格等）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

二中「十七円八十五銭」を「十五円一銭」に改める。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第六号

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会教育長 佐 藤 正 昭

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費取扱規程（昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（公用車を利用した旅行等の旅費の支給）

第九条 次に掲げる旅行（宿泊を伴うものを除く。）に係る旅費は、月の一日から末日までの期間に係る分を翌月に支給する。

一 公用車を利用した場合

二 在勤地内における旅行

別表の1中「別表（第九号）」「を「別表（第十号）」に改め、同表の2を同表の3とし、同表の1の次に2として次のように加える。

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

2 公用車を利用した旅行等用

____ 月分 (枚中 枚目)

旅 行 命 依 令 類 簿

所属 _____

職 名	職務の級	氏 名	住 所 又 は 居 所	年 度	支 出 科 目 (目コード)	旅 行 命 令 (依 頼 類)			
						命 令 日 (依頼日)	命 令 月 日		
旅 費 総 額		円	受 領 印						
旅 行 日	用 務	用 務 地	公用車の使用	路程は要路又所時間	日当(7)	鉄道	2分の1を超える金額(4)	合 計 (7)+(4)	備 考
						運賃	運賃計		
				時間	円	円	円		
				時間	円	円	円		
				時間	円	円	円		
				時間	円	円	円		
				時間	円	円	円		
				時間	円	円	円		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。
 注2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

行 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県教育委員会教育長 佐 藤 正 昭

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第四項中「一」を「いずれかに」に、「二号様式の四」を「二号様式の五」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「二号様式の三」を「二号様式の四」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 職員は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）（第三条第三号の規定による申出をする場合には、前項の育児休業承認請求書と併せて、育児休業計画書（二号様式の三）を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。）。

3 前項の育児休業計画書を提出した職員は、当該育児休業計画書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を所属長を経由して教育長に届け出なければならない。

第二号様式の二の注の一中「助産婦」を「助産師」に改め、同様式の注の二中「出生予定日」を「出産予定日」に改め、同様式の注の三中「1歳」を「3歳」に改め、「生じた日」のトド「に」について、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間」を加える。

第二号様式の四を第二号様式の五とする。

第二号様式の三の注の一中「助産婦」を「助産師」に改め、同様式を第二号様式の四とし、第二号様式の二の次に次の二様式を加える。

第2号様式の3（第7条の2関係）

年 月 日

青森県教育委員会 殿

所 属
職氏名

育 児 休 業 計 画 書

再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、職員の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定により、育児休業等の計画について下記のとおり申し上げます。

記

1 請求に係る子		
氏 名	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求者の育児休業計画		
育児休業請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の育児休業請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 配偶者の養育計画		
配偶者の氏名		
養育予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
子を養育するために利用する制度等	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 備 考		

注 1 育児休業請求期間欄には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

2 子の出生前に育児休業計画書を提出する場合は、請求に係る子欄の記入は、出生後速やかに行うこと。

3 該当する□には、✓印を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第三号製本中「私事旅行」を「旅行」とする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青 森 県	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号
東奥印刷株式会社	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭